

広報

おおくま

お知らせ版

2011年8月15日

保健福祉課

災害弔慰金の支給について

町では東日本大震災により死亡された方のご遺族に対し、「双葉地方災害弔慰金支給審査委員会」の決定に基づき災害弔慰金を支給します。

◆支給額

- ・ご遺族の主たる生計維持者(扶養親族のある方)が死亡した場合・・・500万円
- ・その他の方(扶養親族のない方)が死亡した場合・・・250万円

◆支給対象者

震災発生の日に大熊町に住所を有し、災害により死亡した方のご遺族。

◆支給の範囲および順位

死亡した方に扶養されていた遺族が優先となります。

1. 配偶者
2. 子
3. 父母
4. 孫
5. 祖父母
6. 兄弟、姉妹(同居の場合)

◆申請方法・提出先

提出必要書類に記入のうえ提出してください。

提出書類は、大熊町役場会津若松出張所保健福祉課福祉係(0242-26-3844(代表)内線520)へ請求してください。

◆注意事項

- ・書類提出後「双葉地方災害弔慰金支給審査委員会」で審議され、支給、不支給を決定します。その後、ご遺族の権利関係などを調査するため時間を要しますので、あらかじめご了承ください。
- ・「当該死亡に関し、その方が業務に従事したことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるもの」が支給される場合、災害弔慰金は支給されません。(警察表彰規定や消防表彰規定に基づき支給される賞じゅつ金など)

【お問い合わせ先】

保健福祉課福祉係(内線520)

大熊町役場 会津若松出張所

発行：大熊町役場企画調整課

所在地：福島県会津若松市追手町2番41号

電話：0242-26-3844(代表)

E-mail:okuma@town.okuma.fukushima.jp

ブログ大熊町

<http://blog-okuma.jugem.jp/>

大熊町公式ホームページ暫定版

<http://www.town.okuma.fukushima.jp/>

緊急通報システム(インターネット)を始めます

町では、仮設住宅や借り上げアパートに入居されたひとり暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯で、高齢者が急病や事故などの緊急事態に陥ったとき、緊急通報先に通報し、高齢者の救助や援助をおこなって、高齢者の方の安全を確保する緊急通報システム(インターネット)事業を再開します。

緊急通報システムは・・・

1. 緊急通報システムは専用の携帯電話を使います。
2. GPS機能付きなので高齢者の居場所の確認ができます。
3. 機器の使用料は町で負担しますが、基本料金(無料通話分1,050円を含む)980円とGPS機能料金315円の合計1,295円は負担してください。
4. 心臓ペースメーカーを使用している方は利用できません。
5. 会津地区以外に避難されている方はご相談ください。

【お問い合わせ先】

保健福祉課福祉係(内線520)

企画調整課

義援金詐欺にご注意ください

実在の大熊町役場職員の名を騙り「義援金を余分に振り込んだため返金してほしい」と電話をかけ、指定の口座に振り込ませようとする義援金返金詐欺未遂事件がありました。

このような電話があった場合は、必ず一度電話を切り、大熊町役場企画調整課(電話 0242-26-3844(代表))まで連絡し、確認するようお願いします。

今回の電話は、非通知によりかけられたものでしたが、それ以外の場合でもご注意ください。

なお、不審な電話等があった場合は、警察に通報しますので、必ず大熊町役場企画調整課までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

企画調整課(内線531)

住 民 課

原子力災害に伴う国民年金保険料免除 申請期間延長のお知らせ

原子力災害に伴う免除申請は、平成22年度分(平成23年2月から6月まで)の申請の締め切りが平成23年8月1日まででしたが、この申請期間が平成24年3月末日まで延長されました。平成22年度分の申請を行うことができなかった方も、平成24年3月末日までにこの期間の免除申請を行うことができます。

平成23年度(平成23年7月から平成24年6月まで)の申請を希望される方でまだ申請されていない方は、役場住民課国保年金係にて申請手続きを行う(郵送可)か、お近くの年金事務所で申請手続きを行うことができます。

※平成23年度(平成23年7月から平成24年6月)分の免除申請の締め切りは平成24年7月末日までです。

※免除申請されても、保険料納付書が日本年金機構から郵送されます。免除申請された方は納付する必要はありません。

※免除を受けた期間は10年以内であれば遡って納付すること(追納)が可能です。ただし3年以上遡って保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

住民課国保年金係 (内線540・541)

保健センター

「作って食べて！しゃべろう会」のご案内

大熊町食生活改善推進協議会では、会津ならではの郷土料理を取り入れた一汁一菜の調理実習を企画しました。大熊町民ならどなたでも参加できます。わいわい楽しくにぎやかに、私たちと一緒にお昼を作ってみませんか。味は格別！話にも花が咲くこと間違いないです。

◆日 時：平成23年9月16日(金)午前10時から
(9時30分集合)

◆場 所：会津若松市勤労青少年ホーム
電話 0242-26-6662

◆参加費：300円

◆持参物：エプロン・三角巾

◆講 師：大熊町食生活改善推進員

◆定 員：30名(先着順とし、定員になり次第締め切らせていただきます)

◆申込み：9月2日(金)までに保健センターへ電話でお申し込みください。

【お申し込み・お問い合わせ先】

大熊町保健センター 電話 080-2302-5312

大熊町災害対策本部

警戒区域内への一時立入(一時帰宅、 車両の持ち出し)日程のお知らせ

8月21日(日)から9月7日(水)までの一時帰宅および車の持ち出しスケジュールについてお知らせします。

◆自宅等への一時帰宅

8月26日(金)
9月 1日(木) (3km圏内)
7日(水) (3km圏内)

◆車の持ち出し

8月21日(日)、22日(月)、24日(水)、25日(木)
30日(火)、31日(水)
9月 5日(月)、6日(火)、8日(木)

※対象者へは、1週間程度前を目安にご連絡します。

【お問い合わせ先】

大熊町災害対策本部 電話 0242-26-3861

ハローワーク

ハローワーク会津若松から出張相談のお知らせ

ハローワーク会津若松では、専門職業相談員が皆様の職業生活全般に係る出張相談を実施します。

就職に関するご相談や年金事務所、労働基準監督署による、年金、社会保険、労災補償の相談も併せて実施しています。※年金事務所、労働基準監督署の同行日は事前にご確認ください。

◆出張相談内容

- ・職業相談等の実施
- ・求人情報等の提供
- ・職業訓練情報の提供と相談

◆出張相談日程表

日 時	場 所
8月22日(月) 午前9時30分～12時	松長近隣公園 仮設住宅集会所
8月23日(火) 午前9時30分～12時	河東学園 仮設住宅集会所
8月24日(水) 午前9時30分～12時	扇町1号公園 仮設住宅集会所
8月25日(木) 午前9時～12時	大熊町役場会津若松出張所 2階会議室
8月29日(月) 午前9時30分～12時	亀公園 仮設住宅集会所
8月30日(火) 午前9時30分～12時	東部公園 仮設住宅集会所

【お問い合わせ先】

厚生労働省福島労働局

ハローワーク会津若松(被災者支援対策窓口)

電話 0242-26-3333(代表)

0242-26-3444(直通)

福島県

被災者支援なんでも行政相談

行政機関などが一堂に集まって、福島県内を巡回しながらワンストップで様々なご相談に応じます。

困っていること、知りたいことなどがありましたら、なんでもご相談ください。相談は無料、秘密厳守です。

◆日時・場所

8月24日(水)午前10時～午後3時

：いわき市小名浜公民館

8月28日(日)午前10時～午後3時

：福島市信陵学習センター

8月31日(水)午後1時～4時：川俣町中央公民館

9月8日(木)午後1時～4時：田村市船引公民館

9月14日(水)午後1時～4時：伊達市学習交流館

【お問い合わせ先】

総務省 福島行政評価事務所

電話 024-534-1101

民間賃貸住宅借上げの特例措置状況

現在、民間賃貸住宅の借上げによる支援を実施しているのは次の都県です。

○青森県 ○秋田県 ○岩手県 ○山形県 ○宮城県

○東京都 ○神奈川県 ○埼玉県 ○千葉県

○栃木県 ○群馬県 ○新潟県 ○長野県 ○静岡県

○兵庫県 ○沖縄県

申し込みについては、各都県にお問い合わせください。

その他の道府県、市区町村における民間賃貸住宅の借上げ等の支援については、現在福島県において検討を進めています。

●県外に避難された方の相談

県外避難者支援担当 電話024-523-4157

福島県内の応急仮設住宅としての民間賃貸住宅に係る家賃等返還(遡及措置)について

福島県では、平成23年3月11日以降、避難のため被災者自らが入居した県内の民間賃貸住宅に係る家賃等返還について、福島県内での取扱いを以下のとおりとし、県内の応急仮設住宅等に入居するまでの間に、被災者が、既に支払った家賃などをさかのぼって負担します。

◆対象世帯

東日本大震災により住家が全壊等し居住する住家がない世帯、または、原子力事故による避難指示等が出ている地域内から避難している世帯で、自らの資力では住宅を得ることができない世帯の

うち、以下のいずれかに該当する世帯。

- (1) 避難のため入居していた県内の民間賃貸住宅を、福島県借上げ住宅に切り替えた世帯
- (2) 避難のため入居していた県内の民間賃貸住宅から、県内の別の応急仮設住宅等に住み替えた世帯

◆対象期間

東日本大震災発生日の平成23年3月11日から県内の応急仮設住宅等に入居するまでの間で、県内の民間賃貸住宅に入居していた期間。

◆対象費用

対象期間内に対象世帯が負担した敷金、礼金、仲介手数料、損害保険加入費用(入居に伴う借家人賠償保険、家財保険等)、家賃(駐車場代を含めることを可とする)、管理費、共益費。

◆申請受付期間

平成23年8月12日(金)～平成23年10月31日(月)

※平成23年10月31日(月)必着

◆申請様式

福島県ホームページ<http://www.pref.fukushima.jp/kenchiku/04topix/sokyu.html>からダウンロードするか、福島県へお問い合わせください。

※大熊町役場建設課でも入手できます。

【お問い合わせ先】

福島県災害対策本部 遅及措置担当

電話 024-522-6511、6512

平成23年度自動車税定期課税の実施について

福島県では、現在、東日本大震災に伴い平成23年度自動車税の定期課税を延期していますが、原子力災害区域に係る一部市町村(田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡8町村(浪江町、葛尾村、双葉町、大熊町、富岡町、川内村、楢葉町、広野町)、相馬郡飯舘村)を除き、次の日程で課税を実施します。

◆納税通知書の発付日 9月 7日(水)

◆納期限 10月31日(月)

なお、この間に車検有効期間が満了する自動車については、平成22年度の納税証明書(平成23年10月30日まで有効)で車検を更新することができます。

【お問い合わせ先】

相双地方振興局県税部 電話 0244-26-1127

卒業証書を手渡しました



会津若松市河東町の大熊町立小学校体育館で、7月30日、大野小学校と熊町小学校の卒業証書を手渡す会が開かれました。会には、大野小学校卒業生55人、熊町小学校卒業生54人の計109人が出席し、それぞれの校長先生から一人ひとり卒業証書が手渡されました。熊町小学校の根本修行校長は、自分の恩師を紹介し「これから先生を見つけるたびに出てください。そして色々な悩みを相談して解決していってください」、大野小学校の大清水久雄校長は、野口英世を例に「自分たちを支えた多くの人たちへの感謝の気持ちを持ち、夢をあきらめずに頑張りましょう」と激励のことばを送りました。

熊町小学校 6年1組



熊町小学校 6年2組



大野小学校 空組



大野小学校 海組

